

2 9 川 監 公 第 8 号

平成29年11月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監公第3号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

29川総行革第482号

平成29年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監
査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 28 年度定期監査結果に対する措置状況

1 徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

経済労働局国際経済推進室では、夏休みに小学生の親子が参加できる環境学習イベントを開催し、参加料を徴収している。

参加料の徴収事務についてみたところ、市の歳入として計上されていたものの、金額を定めた要綱はなく、また、徴収すべき金額に係る決裁もなされていなかった。

徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行われたい。

[措置内容]

当該事業については、業務の見直し等により平成 29 年度に廃止となりました。

今後、参加費を徴収するイベントの開催にあたりましては、適切に手続きを行います。

(経済労働局国際経済推進室)

2 債権管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則(昭和 39 年規則第 31 号)第 56 条第 1 項によると、納期限内に納入すべき金額を完納しない者があるときは、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならないとされており、川崎市債権管理条例(平成 25 年条例第 42 号)第 5 条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

しかしながら、債権管理についてみたところ、次の事例があったので、債

権の管理を適正に行われたい。

- (1) 生活資金貸付金返還金の未納分について、年度別の総額は把握していたものの、個別の債務者の未納額、督促状の送付状況等を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、債権額、欠損すべき債権額の整理を行い、催告状送付等を実施しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

- (2) 督促状の送付状況、折衝経過等を記録していなかったことにより、債権の状況を把握していなかった事例

ア 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、排水管工事負担金

イ 使用料自己負担分（しいのき学園、南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター）、保護者給食費自己負担金（南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター）

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を整備し、債権について台帳に記載しました。 今後は、滞納債権の適正な管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課)

- (3) 督促状を発していなかった事例

ア 市民農園利用料、地域交流農園貸付料

[措置内容]

指摘事項については、収納状況を確認の上、滞納整理簿を整備し、督促状を送付しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業振興課)

イ 売店使用料、電気・水道料金収入

[措置内容]

指摘事項については、収納状況を確認の上、滞納整理簿を整備し、督促状を発送しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

ウ シルバーハウジング事業収入

[措置内容]

指摘事項については、電話での連絡、訪問等により支払を促すとともに必要に応じて督促状の送付を行い、滞納債権の管理を適正に実施しました。

今後は、滞納債権の適正な管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 職員健康保険料納付金、職員介護保険料納付金、職員厚生年金保険料納付金

[措置内容]

指摘事項については、滞納者に対して納入の督促を行い、全て完納しました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

オ 使用料自己負担分（めいぼう）、障害者自立支援給付費等返還金

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を使用して債権状況の把握を行い、時効が成立していない債権について督促状を発送いたしました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 授産事業収入

[措置内容]

指摘事項については、納付状況を確認し、督促状を送付すべき債権について督促状を発送しました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

3 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

(1) 折衝記録を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、不納欠損処分を行わなければならなくなった事例

ア 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、高齢者福祉手当返還金

[措置内容]

指摘事項については、既に消滅時効が完成していたため、不納欠損処分を行いました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 保護者給食費自己負担金（南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター）

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を使用して対象となる発生年度を確実に把握して不納欠損処分をいたしました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 進行性筋委縮症者療養等給付事業負担金、ホームヘルパー利用者負担金、ガイドヘルパー利用者負担金

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分を行い、債権の適正な管理について周知しました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 難病患者等居宅生活支援事業、特定疾患療養費返還金、難病患者等ホームヘルプサービス自己負担分

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分を行い、折衝経過の記録等、滞納債権の適正な管理について周知徹底しました。

今後は、適切な債権管理に努めます。

(健康福祉局保健所健康増進課)

(2) 不納欠損処分の手続きを行っていなかった事例

ア 売場使用料、倉庫使用料、行政財産使用料、延滞金、電気料納付金

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分の手続処理を行いました。

今後は、同様の処理漏れが発生しないよう、債権管理の一層の適正化に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

イ シルバーハウジング事業収入

[措置内容]

指摘事項については、既に消滅時効が完成していたため、不納欠損処分
の手続を起案し、関係局長までの決裁を行いました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 居宅生活支援返還金

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分を行うとともに、課内会議において、
今後、債権の管理を適切に実施し、適正な時期に、適正な事務執行を行う
よう周知徹底を図りました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 授産事業収入

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分手続を行いました。再発防止のため、
適切な手続き方法について、関係者で確認しました。

今後は、適正な不納欠損処分手続をするよう努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

4 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項による
と、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受
けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負
担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、

契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な手続を行うよう、課内周知文書の配布等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、次世代産業推進室、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、長寿社会部介護保険課、障害保健福祉部精神保健課、同井田障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同生活衛生課、同食品安全課、同動物愛護センター、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課)

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、作成を行い、関係部署による関係先等との調整、説明等を適時、適切に行うとともに、局経理係による確認を十分に行うこと等で、適正に予算執行伺を作成するよう事務を改善しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業部商業振興課、労働雇用部、健康福祉局総務部施設課、地

域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同障害者雇用・就労推進課、同精神保健福祉センター、保健医療政策室、保健所医事・薬事課、同感染症対策課)

5 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、建物等の小破修繕（以下「軽易工事」という。）や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び物品購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

(1) 物品購入の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底いたしました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

（経済労働局産業政策部消費者行政センター、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福

社部障害計画課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同医事・薬事課)

6 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項によると、同項各号に掲げる報酬等の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。

しかしながら、次の事業に係る支出についてみたところ、所得税法に基づいた源泉徴収を行っていなかった事例があったので、源泉徴収事務を適正に行われたい。

- (1) 個人事業主である弁護士に対する委託料の支払に際し、所得税法第204条第1項による源泉徴収を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、債権者へ説明、お詫びをし、本来源泉徴収しなかった額額の返還の支払いを受けました。

今後は、適正な所得税の源泉徴収事務に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課)

- (2) 麻生区地域自立支援協議会ネットワーク連携委員会「地域福祉交流講座」

講師謝礼について所得税法第204条第1項第1号に規定する講演料を、交通費実費相当分であるとして源泉徴収を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項2件のうち1件については、対象者が個人ではなく団体のため、源泉徴収はしませんでした。また、残り1件については、対象者に所得税分の戻入を求め、納付されました。

今後は、適正な源泉徴収事務に努めます。

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

7 補助金の交付手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第6条によると、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとされている。

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金についてみたところ、補助金交付申請者へ決定内容等が通知されていなかった。

補助金の交付手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、補助金交付決定通知書を申請者に交付し、補助金を交付しました。また、再発防止のため、支払い時期、手順等を関係職員で確認しました。

今後は、適正な補助金交付手続きの執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

8 協定書の管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第234条の2第1項によると、普通地方公共団体が契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。また地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項によると、当該検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

社会福祉施設整備資金貸付原資融資に係る損失補償について、市が融資元

金融機関との間に締結した基本協定書のうち市が保管すべきものが所在不明になっており、損失が発生し補償を要する場合に協定の適正な履行を確保するための検査が不可能な状態になっていた。

協定書の管理を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、相手方と現状について確認を行うとともに、課内で各規則等を確認した上、文書管理含む各マニュアルを配布して事務手続の共有を図り、適切な文書管理、契約事務を行うことを周知徹底しました。

今後は、適切な協定書の管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課)

9 金券等の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）第54条及び川崎市物品会計規則施行細則によると、受入後直ちに消費するものであっても、印紙、切手、プリペイドカード等（以下「金券等」という。）については、出納手続及び帳簿の登載を省略できないとされている。

金券等の管理状況をみたところ、平成27年度に購入したプリペイドカードについて、納品後直ちに使用することを理由として出納手続及び帳簿の登載を行っていなかった。

平成26年度の定期監査においても金券等の管理について指摘しており、特に適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、金券の在庫は平成28年度以降ありませんが、金券等の管理は、川崎市物品会計規則及び施行細則に基づき適正に行うことについて関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課)

1 0 財産管理事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 8 条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされており、川崎市財産規則（昭和 3 9 年規則第 3 3 号）第 1 8 条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、公有財産の使用目的及び使用状況の適否など管理上必要な事項に留意しなければならないとされている。

公有財産の管理についてみたところ、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に規定する救護施設を建設するための土地として無償で普通財産を貸与している事例について、市が保管すべき使用貸借契約に係る書類が所在不明となっていた。当該書類は、当該土地の権利義務関係を証する重要な書類である。

契約書の適切な管理を含め、財産管理事務を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、使用貸借契約書原本の所在が判明しなかったため、権利義務関係が不明確となっておりましたので、契約の相手方の法人と当該契約の内容について双方で確認を行い、改めて確認書を締結しました。

今後は、適正な財産管理事務に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

1 1 組織間で連携して備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則第 5 9 条によると、物品管理者は、備品整理簿を備え

て整理しなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、今後の出納手続漏れを防ぐ対策をとるとともに、組織間で連携して備品整理簿と現物の不一致を是正し、適正な備品管理を行われたい。

- (1) 指定管理者制度導入施設の増加等の組織改正に係る備品整理が不十分であったことなどから、備品の所管、所在等の現況が備品整理簿に反映されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な備品管理状態にいたしました。また、再発防止のため、備品管理の適正な手順等を課内で確認しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

1.2 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

- (1) 契約書に特約条項を記載すべきもの

[指摘の要旨]

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該特約事項の記載が適正に行われるよう、契約書の一部を変更する契約を締結しました。長期継続契約書に特約条項を追記しました。また、再発防止のため、課内周知文書を作成し配布することにより

周知徹底を図りました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、公営事業部総務課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、地域包括ケア推進室)

(2) 契約において消費税額を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明確にしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項の業務委託につきましては、平成28年度をもって契約を終了いたしました。

今後は、契約等の締結に際し、消費税法に基づく課税取引に当たるか否かについて確認し、適正な契約事務に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(3) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘内容と対応を局内に周知するとともに、職員研修を実施するなどして、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

[指摘の要旨]

イ 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品不用処分を行い、適切な処理を実施しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、同介護保険課、保健所感染症対策課、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課)

[指摘の要旨]

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明となっていた事例について、所在先を確認し、適正な手続を行いました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同生活衛生課)

[指摘の要旨]

エ 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに保管換えの手続を行いました。

今後は、適正な保管換えの手続に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、健康福祉局総務部庶務課、同施設課)

[指摘の要旨]

オ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に決定の手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

（経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、次世代産業推進室、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、同施設課、同臨時福祉給付金担当、地域福祉部長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健医療政策室、保健所健康増進課、同感染症対策課）

〔指摘の要旨〕

カ 使用者変更の手続を行っていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、速やかに適正な使用者に変更する手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

（健康福祉局総務部庶務課、同企画課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健所感染症対策課）

（４）消耗品の管理を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、適正に物品交付手続や照合の作業を行うとともに、適正な消耗品の管理について課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健福祉センター、同井田障害者センター、同百合丘障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同医事・薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課)

(5) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭出納員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に任命の手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、次世代産業推進室、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在宅サービス課)

[指摘の要旨]

イ 金銭出納員を置くこととされていない部署で金銭出納員を任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、補職任免伺及び辞令を行いました。

今後は、任命手続の適切な管理に努めます。

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

[指摘の要旨]

ウ 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、補職任免伺及び辞令を行いました。

今後は、任命手続の適切な管理に努めます。

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健所医事・薬事課)

[指摘の要旨]

エ 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な任命及び解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、同農業技術支援センター、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場業務課、健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課)

29川教庶第659号

平成29年9月29日

川崎市監査委員	村田 恭輔 様
同	植村 京子 様
同	花輪 孝一 様
同	山田 益男 様

川崎市教育委員会教育長 渡邊 直美

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

1 不納欠損処分を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

- （1）折衝経過を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、不納欠損処分を行わなければならなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項について、不納欠損等の処理を行い、今後の滞納者への督促・不納欠損等の処理について検討を行いました。

今後も、滞納債権の管理を適正に行ってまいります。

（職員部給与厚生課）

2 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定めら

れている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

また、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項について、事務を計画的に執行することにより、予算執行伺、契約等の手続を規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続を行うよう努めてまいります。

（総務部人権・共生教育担当、同庶務課、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、同指導課、生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同麻生図書館、小田小学校、浅田小学校、新町小学校、東小倉小学校、日吉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、新作小学校、梶ヶ谷小学校、鷺沼小学校、東菅小学校、富士見中学校、御幸中学校、金程中学校、橘高等学校、高津高等学校、豊学校）

3 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、建物等の小破修繕（以下「軽易工事」という。）や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

（1）軽易工事の契約を適正に行うべきもの

[措置内容]

指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育環境整備推進室）

（2）物品購入の契約を適正に行うべきもの

[措置内容]

指摘事項について、発注を計画的に行うことにより、定められた限度額を超える契約については規則に則り、適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後も、川崎市事務分掌規則及び川崎市事務決裁規程に定められた限度額を超える契

約については、学事課への局内依頼契約又は契約課への契約依頼により物品購入等の契約とするよう、分割発注することなく契約を適正に行ってまいります。

(職員部教職員人事課、同給与厚生課、総合教育センター総務室、川崎小学校、東生田小学校、金程小学校、玉川中学校、今井中学校、稲田中学校)

4 前渡金管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第94条第1項によると、資金の前渡を受ける者は、その取扱いに係る現金を直ちに支払いを要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

教育委員会事務局学校教育部指導課の報償費として支出した前渡金の一部が振込不能になったにもかかわらず、その後の対応を怠ったため、およそ3か月間にわたり金融機関に滞留したままとなっており、その事実を把握していなかった。

前渡金管理を適正に行われたい。

[措置内容]

謝礼等の支払の際には、講師等の出席状況を確認し、適正な支出処理を徹底し、また、指定金融機関から連絡があった際には、直ちに口座情報の確認を行い、毎月末に前渡金管理者の口座の残高状況を確認することにより、前渡金の管理を適切に行うよう規則等に基づく前渡金の支出から精算までの適正な手続きを関係職員に周知しました。

今後は、適正な前渡金の事務処理に努めます。

(学校教育部指導課)

5 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等が資金を立て替えて支払う立替払は認められていない。

しかしながら、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課における保険料について、また、麻生図書館における臨時的任用職員の賃金について、相当期間にわたり職員による立替が行われていた事例があった。

前渡金の事務処理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、適正な前渡金の事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。今後は、適正な執行に努めてまいります。

また、川崎市教育委員会臨時的任用職員の賃金の口座振込取扱要綱に基づき、口座振込で支払いを行い、立替払が発生しないようにするとともに、通帳との照合を他の経費の支出状況も踏まえて前渡金全体の現在高を確認することにより、前渡金の残高管理を適正

に行い、同様の誤りが起こらないよう対処していきます。

(生涯学習部生涯学習推進課、同麻生図書館)

6 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 収納金の払込方法を検討すべきもの

[指摘の要旨]

複写機の利用に係る収納金の払込方法について、川崎市金銭会計規則施行細則と川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱で取扱いに不整合があった事例

[措置内容]

川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱第5条について、「収納金の処理は毎月2回、川崎市金銭会計規則の定めるところにより払い込むものとする」を「川崎市金銭会計規則の定めるところにより払い込むものとする」と平成29年4月1日付で改正しました。

以後、改善に努めます。

(生涯学習部川崎図書館、同幸図書館、同中原図書館、同高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

(2) 契約において消費税額を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明確にしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、非課税取引に該当しないものであることを認識しながら、契約手続きにおいて消費税額及び地方消費税額を明確にしておりませんでした。

平成29年度からは、平成29年3月16日付け28川財契第11140号「消費税免税事業者の取扱いについて(通知)」に基づいて適正に処理しております。

今後も、適正な処理に努めてまいります。

(生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 物品不用処分の手続を行っていないかった事例

イ 保管換えの手続を行っていないかった事例

ウ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていないかった事例

エ 使用者変更の手続を行っていなかった事例

オ 備品使用票を貼付していなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、是正しました。

今後は、適正な備品管理を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部庶務課、職員部教職員人事課、同給与厚生課、学校教育部指導課、同麻生区・教育担当、生涯学習部生涯学習推進課、同中原図書館、同多摩図書館、川崎高等学校)

(4) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、是正しました。

今後は、適正に処理を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部庶務課、職員部給与厚生課、学校教育部健康教育課、川崎高等学校)

(5) 所在が不明となった本の除籍処理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

所在が不明となった本について、作業誤り等により適切に除籍処理が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、適切に除籍処理を行いました。

今後は、蔵書点検マニュアルに従って実施するとともに、点検の進捗状況を随時確認し、確定処理時には作業に入ること全職員に周知してから操作を行う等、引き続き適正な管理に努めます。

(生涯学習部高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

(6) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭出納員を任命していなかった事例

イ 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

ウ 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、任命又は解任手続を適正に行いました。

今後は、適正に手続を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部人権・共生教育担当、同庶務課、教育環境整備推進室、職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、同指導課、同幸区・教育担当、同多摩区・教育担当、健康給食

推進室、生涯学習部川崎図書館、同多摩図書館、同麻生図書館、総合教育センター総務室、総合教育センター情報・視聴覚センター、川崎高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)